

報告第1号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和2年4月30日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219,939千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ716,921,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正（その1）」による。

2 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正（その2）」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 131,010,434	千円 218,954	千円 131,229,388
	1 国庫負担金	78,435,158	45	78,435,203
	2 国庫補助金	49,631,384	218,909	49,850,293
12 繰入金		12,404,351	137	12,404,488
	2 基金繰入金	11,569,485	137	11,569,622
14 諸収入		30,960,344	48	30,960,392
	8 雑入	4,305,319	48	4,305,367
15 県債		104,906,246	800	104,907,046
	1 県債	104,906,246	800	104,907,046
歳入合計		716,701,148	219,939	716,921,087

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 生活福祉費		千円 106,792,088	千円 219,784	千円 107,011,872
	1 社会福祉費	19,736,812	111,000	19,847,812
	3 児童福祉費	23,718,552	1,159	23,719,711
	4 障害福祉費	15,312,763	107,625	15,420,388
4 環境保健費		24,011,962	90	24,012,052
	1 公衆衛生費	13,791,743	90	13,791,833
10 教育費		148,216,204	65	148,216,269
	7 保健体育費	1,700,966	65	1,701,031
歳 出 合 計		716,701,148	219,939	716,921,087

第2表 繰越明許費補正（その1）

款	項	事業名	金額
3 生活福祉費			1,044 ^{千円}
	3 児童福祉費		1,044
		児童措置費	1,044
合 計			1,044

第2表 繰越明許費補正（その2）

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
3 生活福祉費			1,156,287 ^{千円}		1,261,135 ^{千円}
	4 障害福祉費		238,300		343,148
		障害福祉施設整備費	140,949	補正前に同じ。	143,574
		障害者施設支援給付費	97,351	補正前に同じ。	199,574
合	計	70,138,616	計	70,243,464	

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 <small>千円</small>	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額 <small>千円</small>	起債の方法	利 率	償還の方法
障害福祉施設整備費	156,200	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和元年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内において元利均等、元金均等又は満期一括などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	157,000	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	156,200				157,000			